

傍聴に関する留意事項

鳴門市スポーツ推進審議会を傍聴する場合は、以下の事項に従って傍聴していただくこととなります。

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますが、会場の広さの制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会場内においては、係員の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴してください。会議における発言に対して批評を加えたり、拍手などにより、会議の妨害となるような行為をしないでください。
- (3) 公共施設内での食事及び喫煙は御遠慮下さい。
- (4) 会場における写真撮影、録音、録画は、原則として禁止します。
- (5) 会場で携帯電話等の無線機器の使用を禁止します。
- (6) 会場に危険物を持ち込むこと禁止します。
- (7) 酒気を帯びている者の入室を禁止します。
- (8) その他不明な事項については、係員に問い合わせ願います。

3 その他

- (1) 傍聴される方が、以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (2) 会議の非公開について

次の場合は、会議を一部または全部非公開とする場合があります。

- ① 会議中、会場の秩序が維持できなくなった場合
- ② 鳴門市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを取り扱う場合
- ③ 公開することにより、公正で円滑な議事運営に支障がある場合で、審議会において会議を非公開すると決定した場合